

◆免許を受けられない者（宅地建物取引業法（以下「業法」という。）第5条）

免許を受けようとする方が、次の表に掲げるいわゆる「欠格事由」の一つに該当する場合又は免許申請書若しくはその添付書類の中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、免許の申請をしても拒否されます。

| 区分 | 主たる欠格事由 | 条 業法第5条第1項 | 申請者 | | 役員 | 法定代理人 | 政 用 人 令 |
|--|---|-----------------------|-----|----|----|-------|------------------|
| | | | 法人 | 個人 | | | |
| 5 年 間 免 許 を 受 け ら れ な い 場 合 | 免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為又は業務停止処分違反をして免許を取り消された場合 | 第2号及び第11号から第13号まで | × | × | × | × | × |
| | 免許不正取得、情状が特に重い不正不当行為又は業務停止処分違反をした疑いがあるとして免許取消処分の聴聞の公示をされた後、廃業等の届出を行った場合 | 第3号、第4号及び第11号から第13号まで | × | × | × | × | × |
| | ★禁錮以上の刑又は宅地建物取引業法違反等により罰金の刑に処せられた場合 ※業法第5条第1項第5号及び第6号は、下記※④を参照 | 第5号、第6号及び第11号から第13号まで | × | × | × | × | × |
| | 暴力団の構成員等である場合 | 第7号 | × | × | × | × | × |
| | 免許の申請前5年以内に宅地建物取引業に関して不正又は著しく不当な行為をした場合 | 第8号及び第11号から第13号まで | × | × | × | × | × |
| そ の 他 | 破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない場合 | 第1号及び第11号から第13号まで | × | × | × | × | × |
| | 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな場合 | 第9号及び第11号から第13号まで | × | × | × | × | × |
| | 心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない場合 | 第10号 | × | × | × | × | × |
| | 事務所に専任の取引士を設置していない場合 | 第15号 | × | × | — | — | — |

(注) ①×印に該当するときには、免許は受けられません。

②「役員」には、どのような役名であっても法人に対して業務を執行する権限を有する方と同等以上の支配力を有すると認められる方を含みます。

③「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の親権者又は後見人をいいます。

※④★業法第5条第1項第5号（抜粋）

「禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」

★業法第5条第1項第6号（抜粋）

「宅地建物取引業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第18条第1項第7号及び第52条第7号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」